	第68条の79第１項若しくは第３項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第８号）、平成26年旧効力措置法第68条の79第１項若しくは第３項若しくは平成26年旧効力措置法第68条の80（平成26年旧効力措置法第68条の78第１項の表の第８号）又は平成26年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第８号）	10253	
	第68条の79第１項若しくは第３項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第９号）又は平成26年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第９号）	10406	
	第68条の79第１項若しくは第３項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第10号）又は平成26年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第10号）	10363	
	第68条の79第８項において準用する第68条の78第１項若しくは第68条の79第９項において準用する第68条の78第９項若しくは第68条の80、平成26年旧効力措置法第68条の79第８項において準用する平成26年旧効力措置法第68条の78第１項若しくは平成26年旧効力措置法第68条の79第９項において準用する平成26年旧効力措置法第68条の78第９項若しくは平成26年旧効力措置法第68条の80又は平成26年旧措置法第68条の79第８項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは平成26年旧措置法第68条の79第９項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80	10540	法規別表十三(五)「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第二の記載要領第四号の表大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例の項を次のように改める。

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	第68条の82第１項又は第４項	10259	法規別表十三(七)「15」の欄の金額（当該金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）又は同表「23」の欄の金額（当該金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の83第１項又は第４項	10260	法規別表十三(七)「32」の欄の金額（当該金額が同表「39」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の83第９項において準用する第68条の82第１項又は第68条の83第10項において準用する第68条の82第４項	10541	法規別表十三(七)「15」の欄の金額（当該金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）又は同表「23」の欄の金額（当該金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第二の記載要領第四号の表認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例の項を削り、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「第68条の95第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第68条の95第１項」を加え、同表社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例の項を次のように改める。

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	第68条の99第１項	10468	法規別表十(七)「６」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中

「

第68条の102第４項又は		

第６	10273	法規別表十三(十二)「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）

」を

「

第68条の102第４項又は第６項	10273	法規の金の欄同欄
第68条の102第10項において準用する同条第２項又は同条第11項において準用する同条第３項	10542	法規の金の欄同欄

」

に改める。

「

別表十三(十二)「17」の欄の金額（当該金額が同表「18」の金額を超える場合には、の金額）
別表十三(十二)「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の金額を超える場合には、の金額）

」